

# 施工条件明示書

(高速4号線 沼田料金所軸重計設備更新工事)

## 1. 作業時間及び関連業者について

- (1) 本工事における施工時間帯は、以下のとおり見込んでいるが、関係機関との協議・調整等により、時間帯の変更が必要となった場合には、別途協議するものとする。
  - 1) 昼間作業 8:00～17:00 (準備・後片付け等を含む)  
※ただし、供用中の道路上での作業、既設機器の運用に支障を伴う作業等は、9:30～16:30までとする。
- (2) 受注者は、本工事と関連する関係者と十分に協議のうえ、相互協力して円滑な施工に努めること。関係者として、以下を見込んでいる。
  - 1) 公社保守業者 (電気通信設備保守点検、ETC設備保守点検等)
  - 2) 公社維持業者 (道路維持工事等)
  - 3) 公社交通管制業者
  - 4) 公社料金収受業者
  - 5) 公社が発注する工事等の施工業者

## 2. 施工について

- (1) 工専用車両  
工専用車両の現場出入りは以下のとおり見込んでいる。なお、詳細計画については、別途、関係機関等と協議の上、決定するものとする。
  - 1) 高速4号線上り線 (沼田料金所)・・・沼田入路⇒中広出路  
運行車両について、受注者自ら利用台数 (月単位) を記録・整理し、監督員に提出しなければならない。
- (2) 現場出入りに係る広島高速道路通行料金については、次のとおり見込んでいる。なお、詳細な通行方法については事前に監督員と協議を行うこととし、設計変更の対象とする。
  - 1) 廃材運搬車両 (普通車) 1台 10日 (往復なし)
  - 2) 試験車両 (普通車) 1台 2日 (往復なし)
  - 3) 規制車両 (普通車) 1台 19日 (往復なし)

## 3. 安全対策について

- (1) 交通誘導員  
一般車両及び工専用車両を安全に誘導するため、以下に示す交通誘導員 (2人/日) を配置するよう見込んでいる。(電気通信設備工事共通仕様書料金所規制図6) なお、交通誘導員の詳細な配置方法については、交通流管理者および監督員と協議を行うこと。  
交通誘導員A 19人、交通誘導員B 19人
- (2) 標識車  
一般車両及び工専用車両を安全に誘導するため、以下に示す標識車 (1台/日) を配置するよう見込んでいる。(電気通信設備工事共通仕様書料金所規制図6) なお、標識車の詳細な配置方法については、交通管理者および監督員と協議を行うこと。  
標識車 (2tトラック、サイン付) 19台

## 4. 排ガス対策型建設機械について

- (1) 電気通信設備工事共通仕様書 (平成28年4月広島高速道路公社)「1-1-37 環境対策」で使

用を義務付けている排出ガス対策型建設機械においては、第2次基準値以上の建設機械の使用に努めること。なお、使用する排出ガス対策型建設機械について、排出ガス対策型の基準値による設計変更は行わない。

#### 5. 試験運用開始時期について

試験運用開始時期を以下のとおり見込んでいる。ただし、関係機関との協議・調整等により、試験運用開始時期の変更が必要となった場合には、別途協議するものとする。

##### (1) 軸重計設備及び撮像機設備

・令和4年3月1日～

#### 6. その他

(1) 本工事の施工に伴う各関係機関との協議・調整等を積極的に行うとともに、それに伴い監督員が指示した資料作成についても迅速に行うこととする。

(2) 積算基準については、「広島高速道路公社土木工事積算基準（令和2年8月）」によるものとし、共通仮設費率、現場管理費率は大都市を考慮した補正を行い、労務費及び資材費については、「土木工事設計資材単価表（広島県 令和3年1月改訂）」によるものとする。

ただし、上記積算資料にない資材単価は物価資料（建設物価、積算資料）の令和3年1月版によるものとする。

##### (3) 軸重計設備及び撮像機設備等の撤去品について

本工事で発生する金属くず（廃プリント配線板含む）の処分先については、次の処分先条件を想定している。

（処分先） 広島市南区月見町

（運搬距離） 約20.2km

(4) 本工事で使用する機器に関しては、監督員の検査で合格したものを使用するものとする。

- 1) 軸重計検出部
- 2) 指示制御装置
- 3) 警告表示板
- 4) 調整操作装置
- 5) 赤外線カメラ
- 6) 画像蓄積装置
- 7) 軸重計データ整合装置
- 8) 監視端末
- 9) L2-SW

##### (5) 機器（検出部等）の据付・撤去作業について

・積み下ろし作業は、クレーン装置付きトラック8t級（吊り能力2.9t）を見込んでいるが、これにより難しい場合は、別途協議すること。

・更新作業は、当該レーンのみを閉鎖（残り2レーンの通行を確保）して行うこととするが、L5（中央ETCレーン）更新時の機器積み下ろしにあたっては、クレーンの作業半径を考慮し、一時的にL4（進行方向右側一般レーン）を閉鎖することを想定している。詳細は、監督員と打合せを行うこと。